

令和6年度 主な入札契約制度について

I. 入札契約制度全般に関すること

(1)〔共通〕災害復旧工事等の実施について【新規】

令和6年能登半島地震により被災した公共施設の復旧工事及び復旧のための建設コンサルタント業務の発注を実施します。

(2)〔建設工事〕余裕期間制度の実施について【新規】

施工期間等の平準化に向けた取組みとして、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、令和6年2月より導入しています。対象となる案件は、個別の入札公告・入札通知に記載するので、個別の公告等をご覧ください。

(3)〔建設工事〕「一抜け方式」の対象の拡大について【継続】

同一工種の一般競争入札が、同日公告・開札で複数発注される場合、受注機会の平準化のため、「一抜け方式」による入札を実施していますが、この対象案件を拡大します。対象となる案件は、個別の公告に記載するので、個別の公告を確認ください。

(4)〔建設工事〕担い手の育成・確保に関する取組について【新規】

建設業界で問題となっている、女性や若手入職者の減少などを解消するための取組みとして、これまで実施してきた、女性技術者の配置を要件とする入札に代えて、女性技術者や若手技術者を配置することによる工事成績の加点評価を行います。

(5)〔建設工事〕請負代金内訳書の提出について【継続】

社会保険等の未加入対策の一環として、工事請負契約約款を適用する全ての工事において、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事担当課に提出してください。

(6)〔共通〕市内企業への優先発注について【継続】

特殊な案件を除き、引き続き市内企業への優先発注に努めます。

II. 総合評価方式に関すること

(1)「新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準」の改正

評価項目の廃止

高齢者雇用の法整備が進み、令和3年の法改正により70歳までの就業機会の確保が努力義務化されているため、「高齢者雇用」の評価を廃止します。